

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 2 8 年 8 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 2 5 年経済産業省令第 3 4 号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（2 0 1 3 0 6 0 5 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（I E C 規格）に整合した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 1 5 規格

改正区分	基準数
採用済の J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置き換えるもの	1 5

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：8月下旬開始予定（30日間）

(2) 改正：10月中旬予定

(3) 施行：1月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前の J I S 規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	4-1	J60335-2-38(H28)	JIS C 9335-2-38(2016)	IEC 60335-2-38 第5版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-38部：業務用電気グリドル及びグリドル グリルの個別要求事項	J60335-2-38(H20)	JIS C 9335-2-38(2005)
2	4-2	J60335-2-39(H28)	JIS C 9335-2-39(2016)	IEC 60335-2-39 第6版(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-39部：業務用多目的調理鍋の個別要求事 項	J60335-2-39(H20)	JIS C 9335-2-39(2005)
3	4-3	J60335-2-41(H28)	JIS C 9335-2-41(2015)	IEC 60335-2-41 第4版(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-41部：ポンプの個別要求事項	J60335-2-41(H20)	JIS C 9335-2-41(2006)
4	4-4	J60335-2-42(H28)	JIS C 9335-2-42(2016)	IEC 60335-2-42 第5版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-42部：業務用コンベクションオーブン、 蒸し器及びスチームコンベクションオーブン の個別要求事項	J60335-2-42(H20)	JIS C 9335-2-42(2005)
5	4-5	J60335-2-45(H28)	JIS C 9335-2-45(2016)	IEC 60335-2-45 第3版(2002) Amd.1(2008) Amd.2(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-45部：可搬形加熱工具及びこれに類する 機器の個別要求事項	J60335-2-45(H20)	JIS C 9335-2-45(2005)
6	4-6	J60335-2-47(H28)	JIS C 9335-2-47(2016)	IEC 60335-2-47 第4版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事 項	J60335-2-47(H20)	JIS C 9335-2-47(2005)
7	4-7	J60335-2-48(H28)	JIS C 9335-2-48(2016)	IEC 60335-2-48 第4版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別 要求事項	J60335-2-48(H20)	JIS C 9335-2-48(2005)
8	4-8	J60335-2-50(H28)	JIS C 9335-2-50(2016)	IEC 60335-2-50 第4版(2002) Amd.1(2007)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-50部：業務用湯せん器の個別要求事項	J60335-2-50(H20)	JIS C 9335-2-50(2005)
9	4-9	J60335-2-51(H28)	JIS C 9335-2-51(2015)	IEC 60335-2-51 第3版(2002) Amd.1(2008) Amd.2(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポ ンプの個別要求事項	J60335-2-51(H20)	JIS C 9335-2-51(2006)
10	4-10	J60335-2-58(H28)	JIS C 9335-2-58(2016)	IEC 60335-2-58 第3版(2002) Amd.1(2008) Amd.2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-58部：業務用食器洗浄機の個別要求事項	J60335-2-58(H20)	JIS C 9335-2-58(2005)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
11	4-11	J60335-2-60(H28)	JIS C 9335-2-60(2016)	IEC 60335-2-60 第3版(2002) Amd.1(2004) Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-60部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれ に類する機器の個別要求事項	J60335-2-60(H20)	JIS C 9335-2-60(2005)
12	4-12	J60335-2-64(H28)	JIS C 9335-2-64(2016)	IEC 60335-2-64 第3版(2002) Amd.1(2007)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別 要求事項	J60335-2-64(H20)	JIS C 9335-2-64(2005)
13	4-13	J60335-2-74(H28)	JIS C 9335-2-74(2016)	IEC 60335-2-74 第2版(2002) Amd.1(2006) Amd.2(2009)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事 項	J60335-2-74(H20)	JIS C 9335-2-74:2005
14	4-14	J60335-2-96(H28)	JIS C 9335-2-96(2016)	IEC 60335-2-96 第1版(2002) Amd.1(2003) Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-96部：室内暖房のためのシート状の可 とう性電熱素子の個別要求事項	J60335-2-96(H20)	JIS C 9335-2-96:2005
15	4-15	J60335-2-101 (H28)	JIS C 9335-2-101 (2016)	IEC 60335-2-101 第1版(2002) Amd.1(2008) Amd.2(2014)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-101部：電気くん蒸器の個別要求事項	J60335-2-101 (H25)	JIS C 9335-2-101(2011)

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-38 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-38 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-38 部 : 業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の、電気グリドル、グリドルグリル及び類似の機器で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : ワッフルアイロン、電気ホットプレート
- ・主な改正内容 : 卓上で用いる機器の水に対する耐性の要求及び温度過昇防止装置に対する規定を明確化する改正を行った。

2 J60335-2-39 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-39 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-39 部 : 業務用多目的調理鍋の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の多目的調理鍋で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。また、圧力機器及び圧力がかかる部分をもつ機器についても適用する。
- ・電気用品名 : 電気なべ
- ・主な改正内容 : 常圧多目的調理鍋の定義の追加及び卓上で用いる機器の水に対する耐性を要求する等の改正を行った。

3 J60335-2-41 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-41 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-41 部 : ポンプの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途での使用を意図した機器で、定格電圧が 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のもので、かつ、温度が 90 以下の液体用電気ポンプの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気ポンプ、電気井戸ポンプ
- ・主な改正内容 : 水泳プールに用いられる水槽ポンプの取扱説明書に、メンテナンスを行う前には、ポンプを主要電源線から切り離す旨を含める改正を行った。

4 J60335-2-42 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-42 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-42 部 : 業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の、コンベクションオープン、蒸し器、スチームコンベクションオープン及びその他の蒸気発生装置を用いた類似の機器で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気天火、電気ロースター、電気蒸し器
- ・主な改正内容 : 卓上で用いる機器の水に対する耐性の要求及び温度過昇防止装置に対する規定を明確化する改正を行った。

5 J60335-2-45 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-45 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-45 部 : 可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の可搬形電気加熱工具及びこれに類する機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電熱ナイフ、電気はんだごて、こて加熱器、その他の工作用又は工芸用の電熱器具

- ・主な改正内容：子供を含む知識等が不足している人等が監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合は適用範囲から除外及び高周波誘導はんだごての定義と試験方法の追加等の改正を行った。

6 J60335-2-47 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-47 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-47 部 : 業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用を意図しない業務用の電気煮炊き鍋で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気なべ
- ・主な改正内容：卓上で用いる機器の水に対する耐性の要求及び温度過昇防止装置に対する規定を明確化する改正を行った。

7 J60335-2-48 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-48 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-48 部 : 業務用グリル及びトースタの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用を意図しない業務用の、電気グリル、トースタ及び類似の機器で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気トースター、その他の調理用電熱器具
- ・主な改正内容：卓上で用いる機器の水に対する耐性の要求及び温度過昇防止装置に対する規定を明確化する改正を行った。

8 J60335-2-50 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-50 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-50 部 : 業務用湯せん器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用を意図しない業務用の湯せん器で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気湯せん器
- ・主な改正内容：卓上で用いる機器の水に対する耐性の要求及び温度過昇防止装置に対する規定を明確化する改正を行った。

9 J60335-2-51 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-51 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-51 部 : 給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する用途での使用を意図した機器で、定格電圧が 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のもので、かつ、加熱装置及び給水装置で用いるように意図した据置形電気循環ポンプの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気ポンプ
- ・主な改正内容：分類において、循環ポンプの循環水の最大温度を規定する改正を行った。

10 J60335-2-58 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-58 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-58 部 : 業務用食器洗浄機の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用を意図しない業務用の、トレイ、食器、グラス、刃物及び類似の物品を洗浄する食器洗浄機及び類似の機器で、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気食器洗機
- ・主な改正内容：温度過昇防止装置に対する要求の明確化及び通常使用時に折れ曲がる内部配線の折曲げ回数を 10 万回に増やす等の改正を行った。

11 J60335-2-60 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-60 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-60部 : 渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する屋内用・屋外用の渦流浴槽機器、渦流スパ及び類似の機器であって、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 浴槽用電気気泡発生器、浴槽用電気温水循環浄化器
- ・主な改正内容 : 子供を含む知識等が不足している人等が監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合は適用範囲から除外及び渦流スパの定義の追加と水のろ過システムを要求する等の改正を行った。

12 J60335-2-64 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-64 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-64部 : 業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の、ちゅう(厨)房機器及び類似の機器で、定格電圧が単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機
- ・主な改正内容 : 温度過昇防止装置に対する要求を明確化する改正を行った。

13 J60335-2-74 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-74 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-74部 : 可搬形浸せきヒータの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及びこれに類する可搬形浸せきヒータの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 投込み湯沸器
- ・主な改正内容 : 子供を含む知識等が不足している人等が監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合は適用範囲から除外する改正を行った。

14 J60335-2-96 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-96 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-96部 : 室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、建物の構造に組み込まれることを目的とし、室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子で、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電熱ボード、電熱シート
- ・主な改正内容 : 耐久性の試験において、PTC電熱素子を用いる電熱ユニットに対応した試験の追加等の改正を行った。

15 J60335-2-101 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-101 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-101部 : 電気くん蒸器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の電気くん蒸器で、定格電圧250V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気くん蒸殺虫器、電気香炉
- ・主な改正内容 : 子供を含む知識等が不足している人等が監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合は適用範囲から除外する等の改正を行った。